条例の骨格と位置づけ

資料４

(仮称)かまくら共生条例

目的

・条例制定の目的を規定

用語の定義

・「共生社会」の定義ほかについて規定

基本理念

・共生社会の推進、実現にあたって共有すべき基本理念を規定

市の責務、市民等の役割

・共生社会の推進、実現に向けた市の責務、市民、事業者等の役割を規定

基本的施策

・基本理念を踏まえて行う、条例の目的達成のための施策の方向性を規定

追加的規定

・その他必要な規定

第４期基本計画

条例の基本施策に基づき、各分野における具体的取組を実施

市の施策の各分野	各分野における具体的展開
平和・人権	
歴史・文化	
環境	
健康福祉	【計画】 ・地域福祉計画への反映　等 【事業】 ・福祉政策マニュフェスト登載事業　等
教育	
防災・安全	
まちづくり	
産業・勤労	

第4期基本計画との整合を図る